

平成 22 年 度

定期監査等結果報告書

( 議会事務局 )

豊前市監査委員

## 第1 監査の概要

### 1. 監査の対象

議会事務局

### 2. 監査の範囲

平成21年度（平成21年4月～平成22年3月）  
財務、その他の事務の執行

### 3. 監査の期間

平成22年4月26日～平成22年5月24日まで

### 4. 監査の方法

議会事務局から提出された資料及び提示のあった書類等に基づいて関係職員から実情を聴取し、関係諸帳簿の全部、又は一部を抽出して、財務等に関する事務の執行が法令等の定めるところに従って適正かつ効率的に執行されているかを主眼として監査を実施した。

## 第2 監査の結果

議会事務局における財務等に関する事務は、概ね適正に執行されているものと認められたが、一部の事務処理において改善、検討を要する事項が見受けられたので、これらについては適正な事務処理を行うとともに、今後は十分研鑽され、財務事務等の執行について万全を期されるよう望むものである。

なお、改善、検討を要する事項は次のとおりである。

## 記

### 1．備品及び備品台帳の管理について

所管する備品については、台帳を備え常に保管の状況を明らかにしておかなければならないことになっている。新しい備品については台帳の更新がされているが、古い備品で廃棄された物・不明な物や備品でなく消耗品である物が台帳に記載されている。

備品の管理が軽視されることがないように台帳の整備に努められたい。

### 2．政務調査費について

政務調査費は、地方自治法及び豊前市市議会政務調査費の交付に関する条例等に基づき、豊前市議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として市長から交付されるもので、豊前市議会の活性化を図る趣旨から、議員の調査研究活動の充実強化を図る等のため平成13年度より制度化されたものであります。

議員1人当たり年額30万円の公費が支出され、その使途が市政に関する調査研究に資するための目的にのみ充てられていることとなっており、政務調査費の交付を受けた議員は、翌年4月30日までに領収書等の証拠書類を添付して議長に収支報告書を提出しなければならないとなっている。

今回、平成21年度の政務調査費については、豊前市議会政務調査費使途基準実施細目に基づいて概ね適正に支出されているが、収支報告書が4月30日の提出期限までに一部未提出や調査・研究活動の目的・方法・内容に於いて、政務調査費の支出が市政との関連性や支出の合理性について、具体的な内容説明に不十分な点が見受けられた。

今後において、市民の理解が得られやすいよう政務調査費の透明性を一層高めつつ、自らの研究課題や行政テーマの政務調査に有効に活用し、もって市政発展に寄与されることを期待するものであります。

また、収支報告書提出後の書類検査について、政務調査費の趣旨を踏まえた上で、議会事務局が自ら市民に十分説明できるよう必要なチェックを行い、収支報告書の内容確認や領収書等の添付書類の精査を実施するよう要望します。

## 口頭指摘事項

### 1．出勤簿における指摘事項

出勤の印が捺印されていないものが見受けられました。

所属長は出勤簿の点検を毎日行い、職員に出勤簿の捺印を指導して下さい。

### 2．文書管理について

起案文書の決裁日、施行日、廃棄日等の記載がされていないものが見受けられましたので、文書の保管管理を的確に行うため、必ず記載をして下さい。

また、臨時職員の雇用について起案されていないので、決裁権者に起案の趣旨や理由がわかるよう必要事項を記載または添付し、伺いをたてるよう文書事務の適正化に努めてください。文書事務の適正化については、別紙添付の「文書起案の注意事項」(総務課通知)を参考に所属職員全員に徹底して下さい。

### 3．公印台帳について

豊前市議会公印規程第4条及び第5条では、公印管守者及び公印取扱責任者を置くこととなっているが、公印台帳は整備されているものの管守者及び取扱責任者の更新がされていないので台帳の整備を徹底して下さい。

### 4．契約事務について

会議録調整業務委託契約の締結について、随意契約にて毎年同一の速記事務所と委託契約を締結している。起案文書では、随意契約となる根拠の理由がないため、価格の適正性や公平性を確保する観点から、今後見積書の徴収方法や契約方法について検討されるよう要望します。

また、複写機賃貸借契約1件を1年契約でリース契約しているが、長期継続契約の締結を検討し、事務の能率化、効率化に努めて下さい。

なお、長期継続契約を締結するにあたっては、「豊前市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用要領」に則り適切に対処して下さい。

### 5．図書室について

豊前市議会図書館条例第4条では図書の閲覧及び貸出ができとなっているが貸出簿の整理がなされていない。図書紛失防止の点からも貸出簿の整備をしてください。